

れるようになったのには、一九一八年に柳田国男が語った「神道私見」が重要な契機となつていると考えられる。この柳田の論は、河野省三との論争が広く知られるが、内務省の神社政策に対する批判を主題に据えている。そこで問題の焦点は神道ないし神社と民衆の距離が広がっている点である。内務省神社局の宮地直一は、大正一三年度の調査の時期に内務省神職講習会の場で「特殊神事に就いて」という講演を行なった。このなかで宮地は特殊神事について複数の論点を提示するが、その背景にはやはり神社と民衆の距離という問題意識が見られる。宮地はその観点から宮座についても論じている。宮座は近代の典型とされる神職のあり方とは異なりながら、神と氏子の関係を考える上では一定の意味を持つてゐる。そして柳田ら民俗学的な研究成果についても言及するのである。柳田国男は、神祇院による『特殊神事調』刊行直後の一九四一年に『日本の祭』にまとめられる講演を行なう。このなかで柳田は『特殊神事調』についてそれとなく言及したうえで、民間の民俗調査の充実を述べ、祭についての自分の説を述べる。同じ問題意識をめぐって、異なる立場からの調査・研究が行なわれていたのである。

内務官僚の神社観とその系譜

——社会事業との関わりのなかで——

藤 本 頼 生

戦前期において、神祇、警察、建設、地方自治、衛生、労働、社会事業の各行政を一手に担った内務官僚は、阪本是丸の説くように、「内務官僚の立場からいうならば一旦内務省に入省したならば否が応でも神社界とは密接な付き合いをせざるをえない可能性が生じることを意味する」（阪本一九八七）という言に象徴されるように、各府県の地方長官や地方官、内務省内での異動によつて神社行政、神社・神職にも何らかの形で携わっていたとされる。それは神社行政のトップである神社局長においても例外ではなく、歴代局長のほとんどが、何らかの形で、地方官時代あるいは神社局の書記官等で神社関連行政に携わっていたことから明らかである。

神社関係の内務官僚の系譜を窺うなかで歴代局長の経歴をみると、水野は地方局を皮切りに土木行政や地方自治、都市計画に著作権と様々な分野に関与して活躍するが、その中でも神社に関しては官國幣社の経費供進、府県社以下の神饌幣帛料供進の二法令の整備を通じ、神社法規の整備の要を説いた。これを遂行したのが水野の後輩でもあった井上友一であり、井上は感化救済行政に尽力したことでも知られるが、その一方で、神社局長としては、神社法規の整備が先決として、神社祭祀令をは

第12部会

じめとして各種神社関係法規を整備した。その後輩でもある佐上は道路行政などでも著名であったが、整備された神社法規の体系、編年的な整理、一覧の必要が必要であるとして『神社法令収覧』の作成に始まり、神社法、神社講社令の制定の要を説く。この神社法の整備に関しては、井上に近かった塚本清治元局長との対立もあり、制定には至らなかったが、佐上自体は井上の地方局時代の後輩であり、井上との親交も深かった。また革新官僚のドンでもあった吉田茂は社会事業にも尽力するが、吉田は塚本清治、その部下であたる長野幹との関わりが深く、吉田は飯沼一省を部下として重用する。飯沼は佐上の部下でもあった。吉田は、水野や井上の時代に説かれた「神社中心説」をさらに洗練させ、社会教育と農業振興に尽力した。飯沼は都市計画行政の中興の人物としても知られるが、神社院の特立に尽力する。

これら神社行政関係の内務官僚の神社観とその施策を窺うとき、神社局特立当時の局長を務めた水野鍊太郎をはじめ、井上友一など先輩神社局長らが主唱した神社中心説を受け継ぎながら、後の神祇院副総裁となる飯沼一省にも受け継がれていく考え方があったことがわかる。さらに交流関係やその異動などを整理することで、神社局で功績を残した内務官僚が社会局や衛生局、土木局や地方局などへと異動しながら施策を遂行していたことが明らかである。その中で内務官僚は俗に官僚神道ともいわれるような、冷淡かつ横暴な政策を行っていたわけではなく、神社に対してそれぞれ確固たる思想や観念をもちながら、施策に反映させようとしていたことが聊かでも窺うことができ

る。さらに神社と社会事業との関係を窺い知る上でも、拙稿(二〇〇八)にて指摘した吉田茂のように、井上や水野の頃のような地方改良、感化救済運動の一環としての神社中心説に依拠せず、欧州での教会を中心とした農村改良、地方改良という行政施策の在り様を見習うという点では、井上らの考えと同様ではあっても、神社の性質により合致した形で農村改良を説いた。吉田は社会事業との関わりはなかで、井上の活躍した時期よりも洗練された形での神社と地方自治の在り様を農業振興という点に着目して考え、それを新穀感謝祭の斎行によって結実させたことが明らかとなった。